

砥部町農業委員会総会
令和 6 年 3 月議事録

令和 6 年 3 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 6 年 3 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 6 年 3 月 5 日（火）13 時 30 分～
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 正岡英司、佐野淳子、松村 要、渡部智磨子、坂本勝美 福田康彦、久保 徹、門田幸一、相原雄一、笹山準一 松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	河瀬利文、竹内 勝
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠 （事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和6年3月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第11号 農地法第6条第1項の規定による事業の状況等について 1件

日程第3 議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について 2件

日程第4 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について 3件

・閉会

令和 6 年 3 月砥部町農業委員会総会

令和 6 年 3 月 5 日（火） 13 時 30 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から 3 月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により、河瀬委員、竹内委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は 18 名中 16 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、3 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、2 番、正岡英司さん、3 番、佐野淳子さんにお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による事業の状況等について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 1 ページをご覧ください。 農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後に事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。 また、農業委員会は、提出があった報告書に基づき、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされています。 報告者は〇〇さんです。生産する農産物は〇〇で、経営面積は〇〇です。売上高は〇〇万円です。 農地所有適格法人であるためには、要件を満たす必要があります。 一つ目は、事業に関する要件で、農業及び農業関連事業の売上高が、そ

	の法人の事業全体の売上高の過半を占めているかどうかですが、売上高が過半を占めていますので、要件を満たしています。 二つ目は、議決権に関する要件で、議決権の割合が 100%であり、議決権の過半を占めていますので、要件を満たしています。 三つ目は、構成員に関する要件で、そのうち常時従事する者の人数が 100%となっており、理事等の数に対し過半を占めていますので、要件を満たしています。 四つ目は、役員に関する要件で、理事等の人数が〇〇人で、一定以上の従事者の人数が 100%となっており、この要件を満たしています。 以上のことから〇〇は、農地所有適格法人として必要な要件を満たしており、必要な措置を講ずるよう勧告を行う必要性はないものと思われますので、ご報告いたします。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 6 条第 1 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 3 議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、2 件を議題といたします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書は 2 ページ、地図は 1 ページをご覧ください。 1 件目は、公衆用道路のための転用案件です。 渡人は〇〇さんです。受人は〇〇です。申請地は〇〇です。 申請の経緯について〇〇は、以前からこの申請地を通路として利用していましたが、今回この農地を相続された渡人の好意により、贈与されることとなったものです。 構造物や土地造成はなく、給水施設も不要です。排水は、自然排水とします。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。 また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりですが、〇〇を初めて知りました。道ができて、いいことだと思います。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目は〇〇の転用案件です。 地図は 2 ページをご覧ください。 渡人は〇〇さん。〇〇さんです。受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。 申請の経緯ですが〇〇は、町内を中心に〇〇を営んでいます。 今回、利便性の良好な〇〇やその周辺で、住宅用地に適した土地を探していたところ、本申請地の紹介があったことから、転用許可申請を行うものです。 造成は、周囲にコンクリート擁壁を施工し、排水施設を完備し、給水は砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第 2 種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。 また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。別に問題はないと思われますので、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 4 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、3 件を議題とします。 1 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	1 件目、使用貸借権の設定で、新規の案件です。 貸人は〇〇さんの推定相続人〇〇さん、ほか 1 名です。借人は〇〇さん

		です。農地の所在地は〇〇です。 栽培品目は、愛媛県試第 48 号を作付け予定で、利用権設定は、令和 6 年 3 月公告日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	事務局の説明が終わりました。担当の〇〇は欠席のため私が説明します。問題ありません。よろしくお願いします。
議	長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議	長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議	長	続きまして 2 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局		2 件目、地図は 4 ページをご覧ください。 使用貸借権の設定で、継続の案件です。貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。農地の所在地は〇〇です。栽培品目は、愛媛県試第 28 号です。 利用権設定は、令和 6 年 3 月公告日から令和 7 年 2 月 28 日までの 1 年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員		この園地にはハウスが立っていて、以前からずっと耕作しています。どうして 1 年なのか聞いてみると、貸人が 1 年にしてほしいとのことなので、この案件は 1 年ごとにあると思います。
議	長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議	長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議	長	続きまして 3 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局		3 件目、地図は 2 ページをご覧ください。 賃貸借権の設定で、継続の案件です。 貸人は〇〇さんの推定相続人〇〇さん、ほか 1 名です。借人は〇〇さん

	です。農地の所在地は〇〇です。栽培品目は、愛媛果試第 28 号と、せとかです。 利用権設定は、令和 6 年 3 月公告日から令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間はです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします
担 当 委 員	事務局の説明のとおりで、この園地はハウスです。本人は農業に専念していますので、継続に問題はありません。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、3 月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 13 時 49 分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____